

県北広域振興局長告示第19号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年6月16日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

1 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351300082	多機能型事業所はあとすぽ っと	二戸市石切所字船場19 番地4	社会福祉法人カシオペア障連	平成29年6月6日

2 保育所等訪問支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351300082	多機能型事業所はあとすぽ っと	二戸市石切所字船場19 番地4	社会福祉法人カシオペア障連	平成29年6月6日